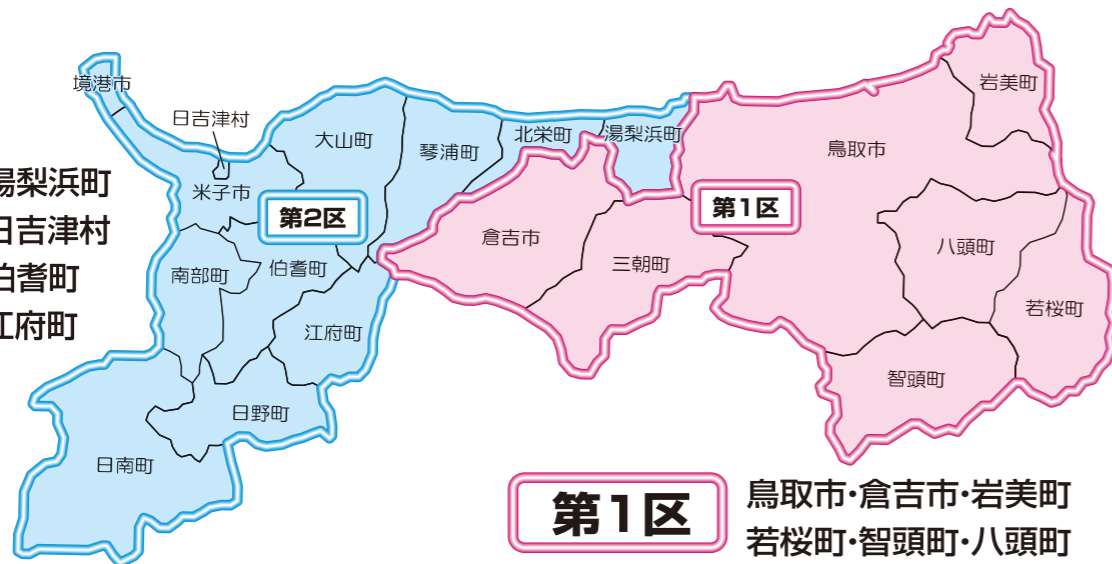


## 衆議院小選挙区図

### 第2区

米子市・境港市・湯梨浜町  
琴浦町・北栄町・日吉津村  
大山町・南部町・伯耆町  
日南町・日野町・江府町



### 第1区

鳥取市・倉吉市・岩美町  
若桜町・智頭町・八頭町  
三朝町

### ◎投票所入場券を忘れずに

- 無くされた方、又は、お忘れの方は、そのことを投票所の受付に申し出ていただければ、本人確認後、投票できます。

### ◎期日前投票について

- 投票日に投票できない方は、選挙人名簿に登録されている市町村の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。
- 期日前投票ができる期間は次のとおりです。  
(一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。)

**衆議院議員総選挙：1月28日(水)から2月7日(土)まで**  
**最高裁判所裁判官国民審査：2月 1日(日)から2月7日(土)まで**  
受付時間 午前8時30分～午後8時(土曜日・日曜日も受け付けております。)

### ◎郵便等による不在者投票ができます

- 身体に一定程度を超える障がいのある方等は郵便等による不在者投票ができます。
- 郵便等による不在者投票を利用するためには、あらかじめ市町村選挙管理委員会へ申請や届出の手続きが必要となります。また、投票用紙等の請求は、2月4日(水)までとなっていますのでご注意ください。

※投票の手続きの詳細については、お住まいの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

# 衆議院議員総選挙のしおり

## 最高裁判所裁判官国民審査

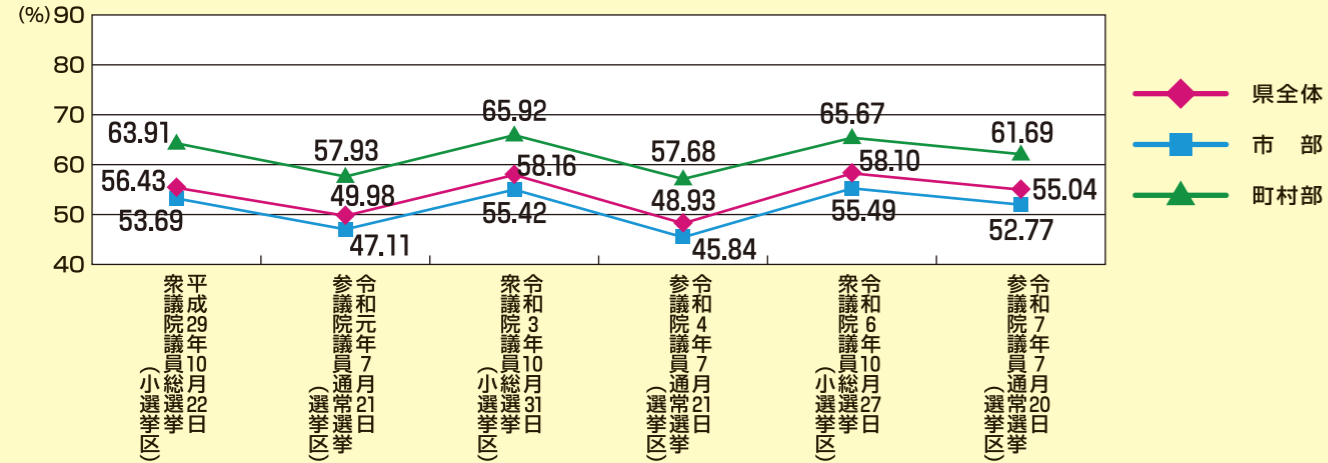
自分へと、必ずつながる  
その1票。

投票日は**2月8日(日)**です。  
午前**7時**から午後**8時**です。  
(ただし、一部地域では、時間が変更されることがあります。)



鳥取県選挙管理委員会  
鳥取県明るい選挙推進協議会

## 近年の国政選挙の投票率の推移



### ●解散・総選挙とは

国民の代表者である衆議院議員を内閣総理大臣によっていっせいに全員やめさせて、国民全体で新たに議員を選びなおす選挙のことで、私たち主権者(国民)の意思を明らかにするものです。

### ●投票は、政治参加の第一歩です

私たちの暮らしは政治と無関係ではありません。働き場所の確保、お年寄りの介護、子どもの教育、税金…。私たちの生活は、政治の方向に大きく左右されます。

私たちの生活のあり方、この国のこれからのあり方を決めるのは、私たち自身です。主権者としての自覚と誇りを持って、選挙公報などを活用して、政党や候補者の政策を十分に考慮して必ず投票に行きましょう。

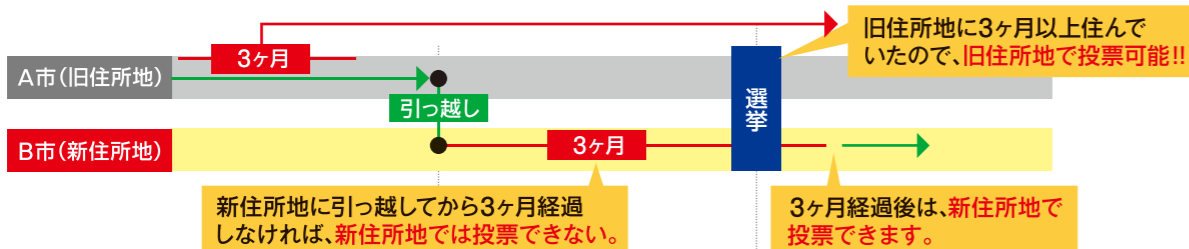
### ●適正な選挙運動・投票、主権者教育等の推進

鳥取県では条例(「鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例」)を制定し、適正な選挙運動・投票、主権者教育、投票環境の向上等を各市町村・関係機関と連携して推進しています。

- (取組例)
- ・適正な選挙運動用ポスターの掲示
  - ・小学生等若年層を対象とした主権者教育プログラムの開発
  - ・インターネットを利用したオンラインによる投票立会の実施

### ●引越し後間もない方も、投票できます

転出前の旧住所地では住民基本台帳に3ヶ月以上記録されていたが選挙人名簿には登録されていなかった方で、転出後の新住所地でも住民基本台帳に3ヶ月以上記録されておらず選挙人名簿に未登録の方は、転出後4ヶ月間は旧住所地で選挙人名簿に登録され、今回の衆議院議員総選挙では期日前投票や不在者投票が行えます。



## 投票方法

●衆議院議員総選挙では、

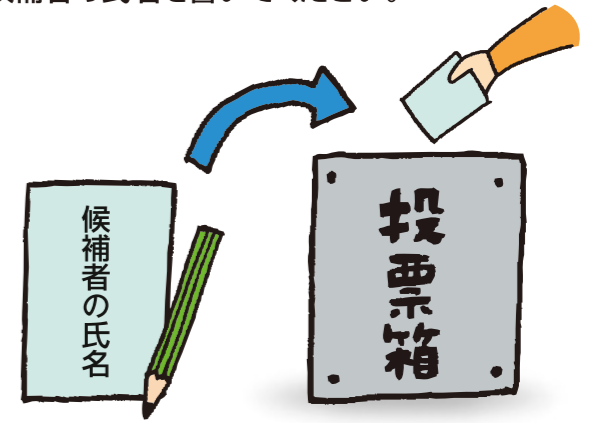
### 小選挙区選挙

### 比例代表選挙

の二つの選挙によって議員を選びます。

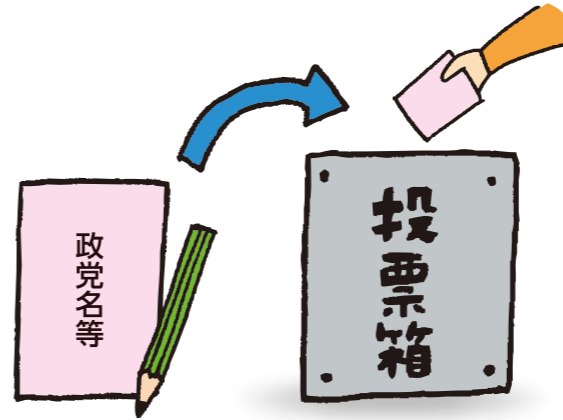
### 小選挙区選挙

ひとつの選挙区から1人の議員を選びます。投票用紙はあさぎ色です。候補者の氏名を書いてください。



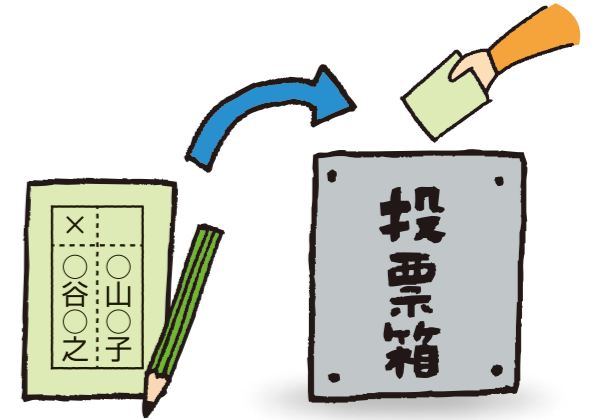
### 比例代表選挙

全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、鳥取県は中国選挙区(定数10人)となります。投票用紙はピンク色です。政党名等を書いてください。



### 最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙はうぐいす色です。やめさせた方がよいと思う裁判官があれば「×」を書いてください。なければ何も書かずに投票します。



●投票用紙の色を確認して、記入してください。

●体が不自由なためご自分で投票用紙の記入ができない方は、投票管理者にお申し出ください。

### ●インターネットを使った選挙運動

有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、エックス(旧ツイッター)やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

※候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。